

J A D I S C I O S U R E

ディスクロージャー誌

2022

世田谷目黒農業協同組合



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	3
金融商品の勧誘方針	4
事業の概況	6
社会的責任と貢献活動	10
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	14
事業のご案内	15
各種手数料	21
貸借対照表	23
損益計算書	25
注記表	27
剰余金処分計算書	43
部門別損益計算書	44
財務諸表の正確性等にかかる確認	46
会計監査人の監査	46
損益の状況	47
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	48
信用事業	50
共済事業	61
経済事業	63
経営諸指標	66
自己資本の充実の状況	67
役員等の報酬体系	81
当組合の組織	82
沿革・歩み	86

JA TOKYO DISCLOSURE

2022

JA世田谷目黒のパーパス「貴重な農地（緑地）を組合員と共に保全し環境維持に貢献」することについて
組合員・地域のみなさまの理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、JAは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、世田谷目黒農協へのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、世田谷目黒農協の決算期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

世田谷目黒農協は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当組合に対するご理解を一層深めていただくために、当組合の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当組合の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

●農協を取り巻く情勢

国内農業では、恒常的な高齢化による農業従事者の減少や温暖化による気象変動、生産原料の輸入依存などのリスクが農業生産に大きな影響を及ぼしており、持続可能な生産基盤の構築が急務となっております。昨年5月に「みどりの食料システム戦略」が急遽策定され、カーボンニュートラルを含む関連技術の開発と社会実装がすすめられております。また、担い手についてもスマート農業の実装による規模拡大、半農半Xと言った生産者のすそ野の拡大が示されております。一方、ウクライナ危機により安全保障についての関心が高まっている中で、「経済安全保障法」は成立しましたが、「食料自給率・食料安全保障」はこれから政策議論がスタートする段階です。

昨年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、「自己改革実践サイクル」に取り組むことと結論付けられました。また、年末には農水省の「総合的な監督指針」「系統金融機関向け総合的な監督指針」が改正されました。

●当組合の事業実績

令和3年度においても、一昨年に続き新型コロナウイルス感染防止を最優先として、事業活動を継続いたしました。組合員の皆様には事業利用や支部活動、部会活動にご不便をおかけしたにもかかわらず、変わらぬご理解とご支援を賜り、以下のように事業活動を行い、お陰様で各事業とも目標を上回ることができました。改めまして感謝申し上げます。

経済・指導事業は、組合員のご協力の下、生産資材の集中斡旋販売による購買事業の効率化を進めました。また、一昨年に開園した体験型農園は運営ノウハウの蓄積と栽培技術の向上により着実に実績を上げており、新たな都市農業の形態として新聞などで報道され、多方面より注目されております。

資産サポート事業では、「特定生産緑地制度」の周知と登録申請の支援を行い、すべての管内対象者が令和4年度分の登録申請を完了いたしました。次年度登録分につきましても逐次申請を行ってまいります。さらに、生産緑地の面積要件の緩和により、新たな生産緑地の追加指定申請も行いました。当組合の中心事業として、体験型農園の提案を含め、常に税制や社会の変化に対応出来る様に相続相談業務のブラッシュアップに努めております。また、友好組合からの長期研修生受入れも継続しており当組合職員共々研鑽に努めております。

信用事業では、皆様のご理解の下、渉外の訪問活動制限や、ご来店予約制、窓口営業時間短縮の中、利子補給付き「JAファーマーズローン」や「資産サポート提携相続税支払いローン」など、資金需要と組合員の農地保全、相続手続きの負担軽減に貢献する事が出来ました。共済事業では、「あんしんチェック運動」を実施し、ご請求漏れの確認と保障の見直しの提案をさせていただきました。また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養等にも入院保障として保障支払いをする事ができました。

コロナ禍の長期化により、支部座談会など組合員の皆様との対話の場が設けられなかったため、各部会役員の皆様との意見交換会と正組合員アンケートを実施し、ご意見を「自己改革実践サイクル」策定に反映いたしました。

低金利環境の長期化や人口減少、高齢化の進展等により全ての地域金融機関の経営環境が厳しさを増す中、本年4月より早期警戒制度が適用され、農協の経営・運営に金融機関としての「持続可能な収益性と将来にわたる健全性」確保が求められています。当組合では平成20年度から経営管理委員会制度を導入し、経営と執行を分離してガバナンスの強化と業務執行の柔軟性と迅速化を図り、金融情勢、経営環境の激変と「農協改革」に対応し、組合員の農地保全と相続相談業務を中心事業とした信用・共済に偏らない経営を進めてまいりました。

●みなさまへのメッセージ

令和4年度は、第33回JA東京大会で決議された3カ年計画の初年度となり「組合員・JA・地域が紡ぐ 知恵と創造と協同の輪」の実践がスタートします。当組合の「パーパス（存在意義）」に基づきこれに取り組んでまいります。組合員一人ひとりが主体であり続ける農業協同組合組織こそ「組合員への貢献」が実現できると言う共通認識のもと、「自己改革実践サイクル」にご協力をお願い申し上げます。

世田谷目黒農協は「一步先行く」農業協同組合として、常に組合員目線に立って「ありがとう」と言われる農協役職員を目指してまいりますので、組合員各位の一層のご理解、ご協力、参画をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年7月

経営方針

世田谷目黒農協のパーパス（存在意義）

◆ビジョン

世田谷目黒農協は貴重な農地（緑地）を組合員と共に保全し環境維持に貢献します。

◆経営理念

協同組合の基本である、組合員の事業と生活の向上、利用収益の安定的還元と地域社会の発展に寄与します。

◆基本方針

- ① 組合員の農業を支援します。
- ② 組合員の相談業務を中心に各事業を展開します。
- ③ 安心して利用できるよう、健全経営をします。
- ④ 組合員がいずれかの事業を利用することが組織の基本であることを理解していただけるよう努力します。

経営方針

「農業者の所得増大」への挑戦

当組合の地区内において、農業所得を大きく増大させることは難しいと考えておりますが、組合員に生産資材を提供するなど支援を行うことにより、地場産農産物のPRに努めております。

また、当組合では、農業所得の増大そのものよりも、農地の減少を防ぐこと、営農を継続できる支援を行うことが重要だと考え、相談業務を起点とした事業展開を行い、営農環境を維持するよう努めています。

「地域の活性化」への貢献

総合事業（指導、購買・販売、資産サポート、信用、共済等）を通じて、組合員と地域住民の生活インフラの一翼として役割を發揮します。

健全経営の為の取り組み

「健全な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

また、経営情報の開示、半期開示の自主的实施やホームページでの開示など組合員をはじめとする事業利用者向けの情報開示を行い、経営の透明性の向上に努めます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。
2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。なお、安全管理措置のために講じている主な内容については別掲のとおりです。
なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 匿名加工情報の取扱い
当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に即して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（反社会的勢力等の定義）

反社会的勢力等とは、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）に、マネー・ローンダリング等の組織犯罪を行う反社会性を有する集団又は個人を加えたものと定義する。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

金融円滑化にかかる基本方針

世田谷目黒農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等にに応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置することが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）理事会にて金融円滑化にかかる対応を管理し、協議します。
 - （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （3）本店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

令和3年度における当組合は、コロナ禍の影響を各事業に受けたものの、感染症拡大防止対策を日々常に最大限に講じ、徹底に努め事業活動の継続を第一としてまいりました。組合員の皆様には事業利用や組織活動にご不便をおかけしたにもかかわらず、変わらぬご理解とご支援を賜り、お陰様で各事業とも目標を上回る業績となりました。

その結果、事業利益が539百万円、経常利益は611百万円、当期剰余金は446百万円となりました。なお、令和3年度も当組合においては、適正な内部留保を行い、財務の健全性に努めた結果、自己資本比率は29.90%（前年度対比△0.10ポイント）となっております。

主な事業の成果については、以下のとおりです。

①指導事業

都市農地貸借円滑化法を利用して高齢・病気等でお困りの組合員の貴重な農地で体験型農園事業を展開しています。令和2年度に開園した3農園は順調に運営しており、指導事業の柱として業績を伸ばしました。

また、作物ごとに発生する病害虫と防除剤の一覧をさくら通信にて発信し、農産物の安心・安全の確保及び品質向上に努めました。

組合員の健康を守るために受診を推奨している人間ドッグは、さくら通信での呼びかけの効果も発揮され、昨年を上回る組合員に受診して頂きました。

⑤販売事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、即売等の集客イベント開催が制限されていたこともありましたが、実施した即売では感染防止対策を徹底した上で開催しました。

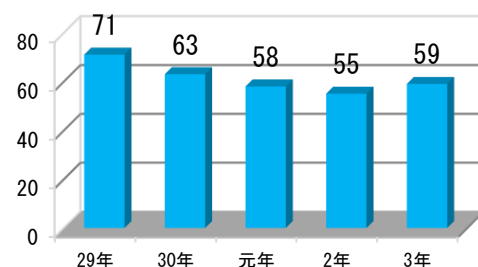
単位：百万円



④購買事業

肥料・農薬・資材等の集中斡旋販売を行うことでまとめて仕入れることができ、組合員に特別価格で提供することができました。農業機械の購入に際して組合員と共に購入方法を検討した結果、行政の補助金の利用もあり昨年より2倍の実績を上げることができました。

単位：百万円

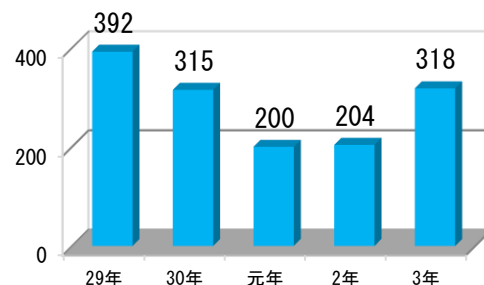


⑥資産サポート事業・宅地等供給事業

組合員の農地保全と相続・事業承継を主とした相談業務の核として、組合員のご要望が多い相続相談と公正証書遺言作成補助への相談活動を強化しました。

また、「貴重な農地（緑地）を組合員と共に保全し環境維持に貢献する」という組合のビジョンに基づき、当組合は農地減少を防ぎ、農業をできる環境づくりが組合員への支援と考え農地を守るための相談業務を継続・強化してきました。その結果、当組合管内対象者における特定生産緑地への指定申請手続きは組合員の約99%が行いました。

単位：百万円



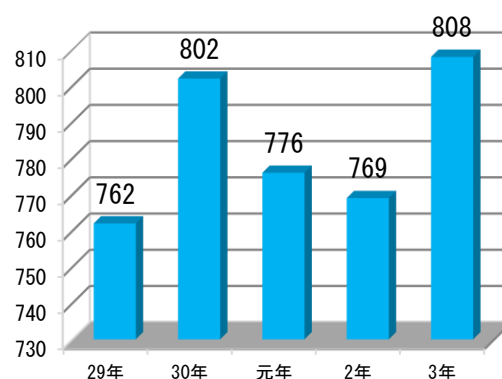
②信用事業

◇貯金

正組合員を中心に、JAネットバンク等のキャッシュレス取引普及、年金受給指定口座の獲得、定期積金の口座振替の推進を行いました。夏季と冬季に正組合員および准組合員を対象にプレミアム定期貯金の推進を展開し、更に資産サポート部との情報連携により貯金目標を上回る結果となりました。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・反社会的勢力等における取引排除対策として、行政機関の指示により、既存顧客の本人確認や属性整理等を実施しました。

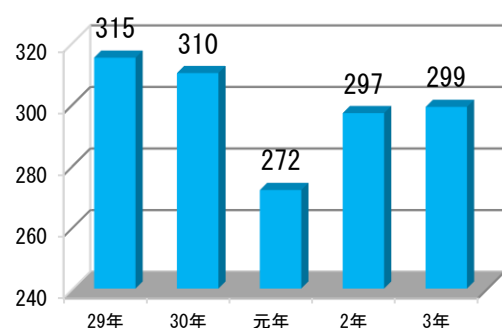
単位：億円



◇貸出金

組合員の安定した農業経営や事業承継、生活を支援する為、他部署と連携し組合員の個別のニーズに合った貸出推進を行いました。農業面では利子補給制度を活用した実質利息負担無しの「新型JAファーマーズローン」を提供することで、都市農業の維持に努めました。また、継続的な住宅・賃貸建物ローンの推進や、相続の負担を軽減する「資産サポート提携相続税支払いローン」等を利用していただいたことで貸出残高及び利息目標を達成することができました。債権管理については、従来の方法を見直し年間を通して貸出先の業況把握及び財務内容の確認に努めました。

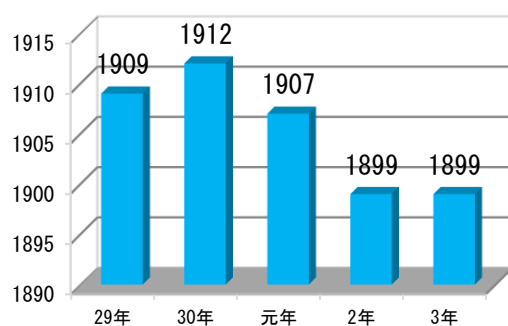
単位：億円



③共済事業

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に留意しながら、5月から7月末まで「あんしんチェック運動」を実施し、昨年度より日額タイプから一時金タイプに変わった医療共済を中心に「ひと・いえ・くるまの総合保障」による最適な保障の提案を行い保障の充実を図りました。

単位：億円



トピックス

年 月 日	処 理 事 項
令和3年4月1日	いぶき監査法人監査、監事監査 ATM現金監査
令和3年4月20日	第1回ALM委員会 令和2年度第4四半期余裕金運用実績について ほか
令和3年4月20日	第1回コンプライアンス委員会 内部統制システム基本方針の見直しの要否について ほか
令和3年4月25日	緊急事態宣言発令に伴い窓口営業時間を午後2時迄に短縮（～6/20）
令和3年4月26日	第1回理事会 固定資産の減損会計について ほか
令和3年4月26日	第1回監事会 令和2年度 資産査定監査の結果について ほか
令和3年4月28日	第1回経営管理委員会 通常総会の開催について ほか
令和3年5月1日	クール・ビズ開始（～10/15）
令和3年5月6日	いぶき監査法人期末監査Ⅰ（～5/7）
令和3年5月7日	第59回女性部通常総会 令和2年度活動報告及び収支決算の承認について ほか
令和3年5月13日	共済あんしんチェック運動開始（～7月30日）
令和3年5月17日	いぶき監査法人期末監査Ⅱ（～5/19）
令和3年5月19日	第64回青壮年部通常総会 令和2年度事業報告及び収支決算報告の承認について ほか
令和3年5月20日	第15回農業生産部通常総会 令和2年度事業報告及び収支報告について ほか
令和3年5月21日	監事監査（～24日）
令和3年5月25日	第2回コンプライアンス委員会 令和2年度ヘルプライン運営状況報告について ほか
令和3年5月26日	第2回監事会 会計監査人の監査の相当性の判断について ほか
令和3年5月27日	第2回理事会 令和2年度決算書類の承認について ほか
令和3年5月28日	第2回経営管理委員会 総会議案・決算書類の承認について ほか
令和3年6月21日	まん延防止等重点措置発令に伴い窓口営業時間を午後2時迄に短縮（～7/11）
令和3年6月22日	第2回ALM委員会 令和3年度 第2四半期運用方針について ほか
令和3年6月28日	第69期通常総会 世田谷目黒農協ファーマーズセンター会議室
令和3年6月29日	第3回監事会 財務モニタリングについて ほか
令和3年6月29日	第3回理事会 東京都提出用業務報告書について ほか
令和3年6月29日	第3回経営管理委員会 令和3年度経営管理委員報酬について ほか
令和3年7月16日	第3回コンプライアンス委員会 令和2年度 反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止にかかる定期確認「速報」について ほか
令和3年7月16日	第3回ALM委員会 有価証券処分基準の設定について ほか
令和3年7月12日	緊急事態宣言発令に伴い窓口営業時間を午後2時迄に短縮（～9/30）
令和3年7月26日	第4回理事会 ディスクロージャー誌の縦覧対応について ほか
令和3年9月13日	いぶき監査法人期中監査Ⅰ（～9/14）
令和3年9月14日	第4回監事会 いぶき監査法人監査計画説明会 ほか
令和3年9月16日	第4回ALM委員会 令和3年度 第3四半期運用方針について ほか
令和3年9月16日	第1回情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ体制の変更について ほか
令和3年9月27日	第5回理事会 顧問税理士の契約について ほか
令和3年9月29日	第4回経営管理委員会 JA東京信連の令和3年度増口出資（後配出資金）について ほか
令和3年9月30日	第5回監事会 上半期監事監査について ほか
令和3年9月30日	監事監査 現金実査・棚卸監査
令和3年10月1日	監事監査 ATM現金実査
令和3年10月7日	第5回ALM委員会 有価証券の処分について ほか
令和3年10月13日	世田谷目黒農協ビル共同消防訓練 自衛消防訓練

年 月 日	処 理 事 項
令和3年10月19日	第4回コンプライアンス委員会 上半期相談・苦情等対応状況の結果報告について ほか
令和3年10月19日	第6回ALM委員会 有価証券取得及び処分基準の策定について ほか
令和3年10月20日	内部統制研修会（新入職員向け）
令和3年10月25日	第6回理事会 9月末損益計算について ほか
令和3年10月25日	第6回監事会 令和3年度上半期監事監査について ほか
令和3年10月28日	第5回経営管理委員会 農協改革への対応について ほか
令和3年11月10日	上半期監事監査（～11/11）
令和3年11月11日	第7回監事会 令和3年度上半期監事監査報告について ほか
令和3年11月16日	役員支部長合同会議 二子玉川エクセルホテル東急
令和3年11月17日	第5回コンプライアンス委員会 自主(自店)検査の一部改正について ほか
令和3年11月18日	女性部役員支部長合同会議 二子玉川エクセルホテル東急
令和3年11月25日	第7回理事会 令和3年度上半期監事監査報告について ほか
令和3年11月25日	第8回監事会 令和3年度第1回経営管理委員会正副会長・常勤理事との定期的会合について ほか
令和3年11月29日	第6回経営管理委員会 令和3年度上半期監事監査報告について ほか
令和3年12月2日	いぶき監査法人期中監査Ⅱ（～12/3）
令和3年12月16日	第7回ALM委員会 第4四半期余裕金運用方針について ほか
令和3年12月24日	第8回理事会 資産査定要領の一部変更について ほか
令和3年12月24日	第9回監事会 監事と経営管理委員・理事との定期的会合について
令和3年12月24日	監事と経営管理委員・理事との定期的会合
令和4年1月18日	第6回コンプライアンス委員会 事務リスク管理規程に基づく事務ミス四半期報告について ほか
令和4年1月18日	第8回ALM委員会 第3四半期運用実績について ほか
令和4年1月21日	まん延防止等重点措置発令に伴い窓口営業時間を午後2時迄に短縮と職員スプリット勤務開始（～3/21）
令和4年1月25日	第9回理事会 組織会計事務取扱要領の一部変更について ほか
令和4年1月26日	資産管理部会との意見交換会
令和4年1月26日	第7回経営管理委員会 農協改革への対応について ほか
令和4年1月28日	女性部との意見交換会
令和4年2月8日	農業生産部との意見交換会
令和4年2月14日	青壮年部との意見交換会
令和4年2月21日	いぶき監査法人期中監査Ⅲ（～2/24）
令和4年2月25日	第10回理事会 事業継続計画の一部変更について ほか
令和4年2月28日	第8回経営管理委員会 事業継続計画の一部変更について ほか
令和4年3月2日	組合員確定申告受付（～3/8）
令和4年3月2日	東京都常例検査検査後指導
令和4年3月7日	I S O 審査
令和4年3月16日	早期警戒制度下におけるガバナンス及び内部統制システム研修会（経営管理委員・非常勤監事向け）
令和4年3月18日	第7回コンプライアンス委員会 当組合における取引リスク評価書の一部変更について ほか
令和4年3月18日	第9回ALM委員会 令和4年度年次余裕金運用方針について ほか
令和4年3月24日	第10回監事会 内部監査の品質評価結果について ほか
令和4年3月24日	第11回理事会 令和4年度～令和6年度3カ年計画案について ほか
令和4年3月24日	第2回情報セキュリティ委員会 情報セキュリティ体制の変更について ほか
令和4年3月24日	第10回ALM委員会 担保評価について ほか
令和4年3月28日	第9回経営管理委員会 令和4年度～令和6年度3カ年計画案について ほか
令和4年3月31日	第11回監事会 下半期監事監査について ほか
令和4年3月31日	いぶき監査法人監査、監事監査 現金、棚卸監査

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

当組合は、世田谷区・目黒区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員になって、相互扶助を理念として運営される組織であり、地域農業の活性化に資する金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆様方や地域の公共団体にもご利用いただいております。

当組合は地域の一員として、農業の発展と健全で豊かな地域社会の実現に向けて取り組んでおります。

また、ISO14001を平成17年4月に認証取得し、現在も環境への負荷の低減に努めております。

1 地域からの資金調達の状況

当組合は、組合員の皆様に愛される金融機関を目指して、地域活動に参加するなど明るく活気に溢れた街づくりのお役に立つことが大切であるとの考えのもと、組合員の資産管理を重視した事業展開をはかりつつ、組合員、地域住民との関係を尊重しながら資金量の拡大に取り組んでいます。

2 地域への資金供給の状況

組合員や地域の方々が必要とする住宅資金を中心に、生活資金や事業資金をきめ細かな商品を取りそろえて、ニーズにあった融資を行っております。また、地球環境に配慮した省エネ住宅やエコカー向けの融資を行っております。さらに世田谷区などの土地開発公社・地方公共団体等への融資も行い、地域環境整備の一翼も担っております。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

当組合では、小学校への訪問授業や、幼稚園や保育園での播種・収穫などの農業体験を通して、子供の食育や食品に対する理解、農地保全の重要性や都市農業についての理解の促進やPRなどを行っております。

4 地域密着型金融への取り組み

当組合は、子育て支援のための「子育て応援型住宅ローン」や、営農支援のための「ファーマーズローン」など、お客様のライフプランにあった商品の提供・開発に取り組んでおります。

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して農協をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、貸出審査室を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合は、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合は、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

- 1 当組合は、組合の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 2 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 3 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 4 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 5 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当組合は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（電話：03-3428-8111）

※受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

2 紛争解決措置の内容

当組合は、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- 信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当組合の苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jestad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当組合は、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の部門すべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会および理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当組合は、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、29.90%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

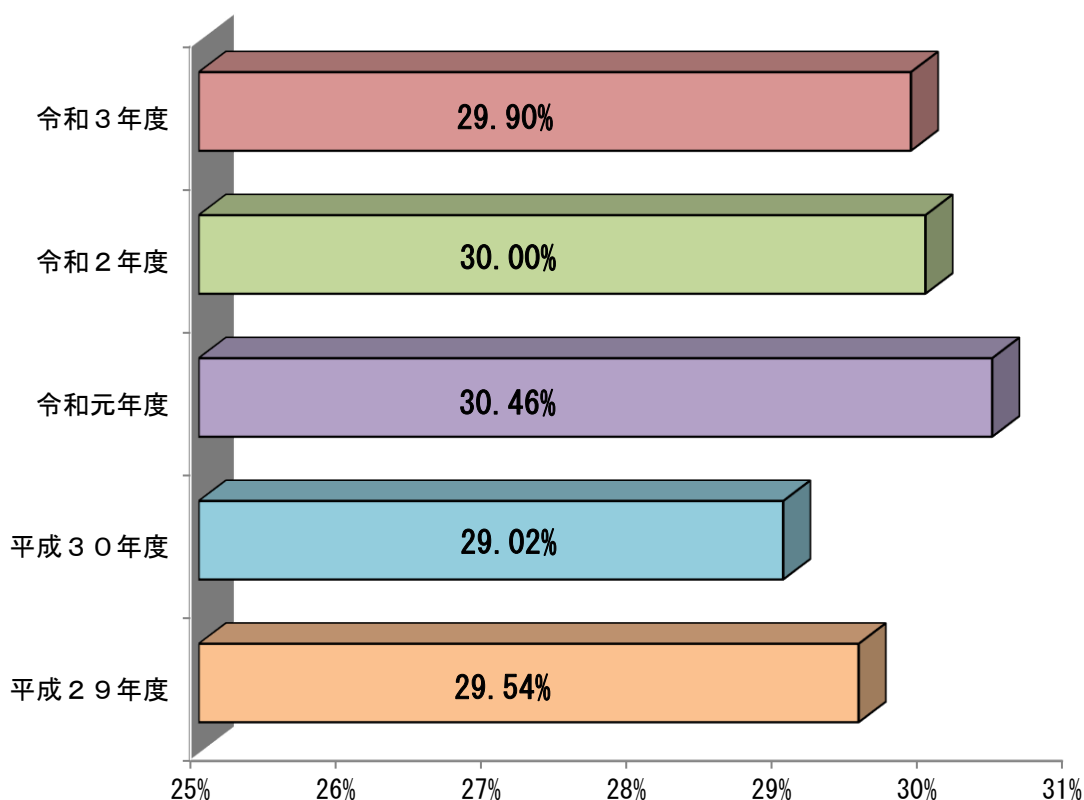
当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	世田谷目黒農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	328百万円 (前年度328百万円)

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当組合は地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。農協は、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 指導事業

営農指導は農協の最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

- 都市農地貸借円滑化法を利用した体験型農園等を開設し、地域住民に利用してもらうことで、都市農地の重要性を伝える活動に取り組んでいます。

2 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

販売事業

組合員や友好協定組合等の農産物販売を応援しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



3 宅地等供給事業

積み重ねてきた経験を活かした相続・事業承継支援を中心に農地の保全、資産の活用、公正証書遺言の作成のお手伝いを組合員のニーズに合わせて提案をし、組合員に必要とされ信頼される相談業務を行っています。農地の減少を防ぎ、農業を継続できる環境づくりのパートナーを目指して努力しています。

また、組合員が開設する体験農園等の開園と運営のお手伝い（生産緑地の貸借を含む）も行っています。

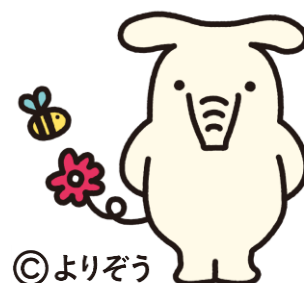
4 信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。農協の信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国の農協・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティネットでご組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総合口座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当座貯金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯蓄貯金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通知貯金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自由金利型定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定期積金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワ イ ド カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営 農 支 援 ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけるファーマーズローンや、建物解体費用や整地費用など生産緑地地区指定に関する資金にご利用いただける生産緑地拡大費用ローンがございます。

為替業務

全国の農協をはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当組合の本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがおお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

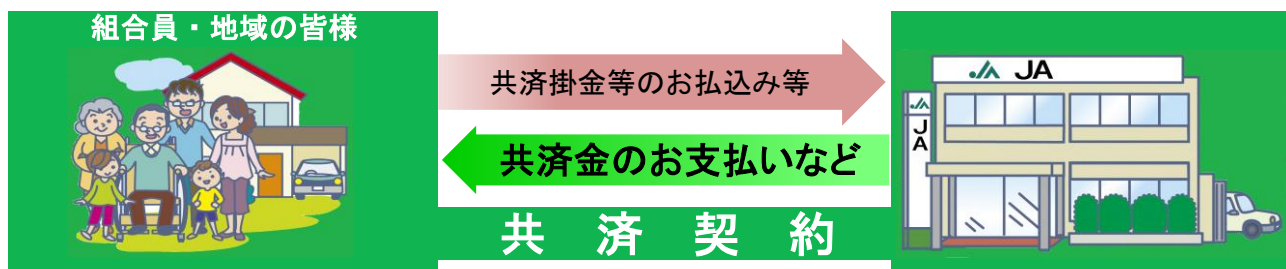
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

5 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当組合は暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種類	特徴
終身共済	一生にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養老生命共済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
定期生命共済	一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。
医療共済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
がん共済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生にわたって手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介護共済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動したわかりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。

こども共済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。 「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
予定利率変動型年金共済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。 医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種類	特徴
建物更生共済	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。 プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火災共済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種類	特徴
自動車共済	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。
自賠償共済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車(バイク・原付も含みます)に加入が義務づけられています。未加入の場合、法律違反となりますのでご注意ください。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和4年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種		類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき	無料		330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料		440円
		3万円以上1件につき	無料		660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	無料		440円
		1万円以上3万円未満1件につき	無料		550円
		3万円以上1件につき	無料		770円
	ATM扱い	1万円未満1件につき	110円		330円
		1万円以上3万円未満1件につき	110円		440円
		3万円以上1件につき	330円		660円
インターネット扱い	1万円未満1件につき	110円		220円	
	1万円以上3万円未満1件につき	110円		220円	
	3万円以上1件につき	220円		330円	
送金手数料	1件につき		440円	660円	

手形・小切手取立等手数料

種	類		手数料
代金取立	当組合本店宛	普通扱い	1通につき 660円
		至急扱い	1通につき 880円
	他金融機関宛	普通扱い	1通につき 990円
		至急扱い	1通につき 1,100円
その他	送金・振込の組戻料		1件につき 660円
	取立手形の組戻料		1通につき 1,100円
	不渡手形の返却料		1通につき 1,100円
	取立手形の店頭呈示料(※)		1通につき 1,100円
	離島回金手数料		無料

※ ただし、1,100円を超える経費を要する場合は、その実費とする。

手形・小切手発行手数料

種	類	手数料
当座小切手	(50枚)	2,200円
約束手形	(20枚)	1,100円
為替手形	(20枚)	1,100円
専用手形	(1枚)	1,100円
自己宛小切手	(1枚)	880円

当座貯金開設手数料

種	類	手数料
当座貯金		3,300円
マル専当座貯金		3,300円

硬貨両替・金種指定払出手数料

手数料	両替金受入・払出枚数		
	1枚～500枚まで	501枚～1,000枚まで	1,001枚以上
	無料	220円	1,000枚毎 220円加算

振込送金等手数料

種	類	店舗内振込	他金融機関宛
文書扱い	1万円未満1件につき	無料	330円
	1万円以上3万円未満1件につき	無料	440円
	3万円以上1件につき	無料	660円
電信扱い	1万円未満1件につき	無料	440円
	1万円以上3万円未満1件につき	無料	550円
	3万円以上1件につき	無料	770円

その他の手数料

種	類	手	数	料
残高証明書（貯金）			880円	
取引履歴明細（1口座毎）				
過去10年分まで		当座性	880円	
		定期性	110円	
過去10年を超える期間		当座性	1年毎220円加算	
		定期性	1年毎110円加算	
通帳・証書再発行			1,100円	
ICキャッシュカードの再発行			1,100円	

融資関係手数料

種	類	手数料
残高証明書		880円
支払利息証明書		無料
融資証明書		1,100円
年末残高証明書再発行		880円
貸出取引履歴明細書（1貸出毎、過去10年まで）		880円
貸出取引履歴明細書（1貸出毎、過去10年超）		1年毎 220円加算
新規実行		
貯金担保貸出以外のもの		11,000円
条件変更		
相続、貯金担保貸出、固定金利特約の更新以外のもの		5,500円
繰上償還		
一部繰上		3,300円
全額償還		5,500円
カードローン開設		1,100円

・東京区内統一住宅ローン貸出事務手数料

種	類	手	数	料
新規実行			33,000円	
条件変更			11,000円	
繰上返済	・窓口での一部繰上返済		3,300円	
	・窓口での全部繰上返済		33,000円	
	・ネットバンキングによる一部・全額繰上返済		無料	

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業資産	84,561,500	88,629,960
(1) 現金	127,572	109,145
(2) 預金	51,240,440	55,486,213
系統預金	50,239,561	54,485,466
系統外預金	1,000,879	1,000,747
(3) 有価証券	3,512,684	3,128,621
国債	917,020	1,291,063
地方債	1,095,923	956,367
社債	1,113,640	881,190
受益証券	386,100	-
(4) 貸出金	29,705,923	29,934,092
(5) その他の信用事業資産	51,563	51,555
未収収益	44,085	43,477
その他の資産	7,477	8,077
(6) 貸倒引当金	△76,683	△79,667
2. 共済事業資産	3,295	3,014
(1) その他の共済事業資産	3,295	3,014
3. 経済事業資産	3,958	8,584
(1) 経済事業未収金	2,862	2,631
(2) 棚卸資産	1,053	1,069
購買品	245	262
その他の棚卸資産	807	807
(3) その他の経済事業資産	50	4,904
(4) 貸倒引当金	△7	△20
4. 雑資産	65,812	61,314
(1) 雑資産	65,812	61,314
5. 固定資産	587,189	564,698
(1) 有形固定資産	581,674	558,723
建物	762,155	762,155
機械装置	3,114	3,114
土地	19,083	19,083
その他の有形固定資産	169,710	168,105
減価償却累計額	△372,388	△393,734
(2) 無形固定資産	5,514	5,975
その他の無形固定資産	5,514	5,975
6. 外部出資	3,442,770	3,461,130
(1) 外部出資	3,442,770	3,461,130
系統出資	3,380,470	3,398,830
系統外出資	62,300	62,300
7. 繰延税金資産	36,810	59,456
資産の部合計	88,701,337	92,788,159

負債の部

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 信用事業負債	77,569,463	81,237,704
(1) 貯金	76,960,019	80,816,661
(2) 借入金	600,000	400,000
(3) その他の信用事業負債	9,444	21,043
未払費用	2,689	3,652
その他の負債	6,754	17,390
2. 共済事業負債	131,087	124,739
(1) 共済資金	65,358	59,865
(2) 未経過共済付加収入	63,347	62,656
(3) 共済未払費用	93	-
(4) その他の共済事業負債	2,287	2,216
3. 経済事業負債	1,716	2,042
(1) 経済事業未払金	1,716	2,042
4. 雑負債	113,365	193,065
(1) 未払法人税等	76,031	150,633
(2) その他の負債	37,333	42,432
5. 諸引当金	148,707	146,105
(1) 賞与引当金	19,956	21,125
(2) 退職給付引当金	38,851	40,644
(3) 役員退職慰労引当金	30,616	36,252
(4) 特例業務負担金引当金	59,283	48,083
負債の部合計	77,964,341	81,703,657
・純資産の部		
1. 組合員資本	10,723,412	11,120,891
(1) 出資金	328,552	328,422
(2) 利益剰余金	10,394,860	10,792,469
利益準備金	659,262	659,262
その他の利益剰余金	9,735,598	10,133,207
施設整備積立金	15,900	50,000
システム整備積立金	50,000	50,000
特別積立金	8,950,000	9,200,000
当期末処分剰余金	719,698	833,207
(うち当期剰余金)	(307,720)	(446,459)
2. 評価・換算差額等	13,583	△36,389
(1) その他有価証券評価差額金	13,583	△36,389
純資産の部合計	10,736,996	11,084,502
負債及び純資産の部合計	88,701,337	92,788,159

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事業総利益	1,045,068	1,165,401
事業収益	1,149,207	1,277,582
事業費用	104,139	112,180
(1) 信用事業収益	658,696	662,672
資金運用収益	640,441	639,328
(うち預金利息)	(226,651)	(223,032)
(うち有価証券利息)	(30,788)	(22,340)
(うち貸出金利息)	(318,726)	(316,613)
(うちその他受入利息)	(64,275)	(77,341)
役務取引等収益	6,766	5,792
その他事業直接収益	21	10,010
その他経常収益	11,466	7,541
(2) 信用事業費用	32,741	36,597
資金調達費用	7,056	8,121
(うち貯金利息)	(7,011)	(8,100)
(うち給付補填備金繰入)	(45)	(20)
(うちその他支払利息)	(0)	(0)
役務取引等費用	1,258	1,251
その他事業直接費用	-	8,693
その他経常費用	24,426	18,531
(うち貸倒引当金繰入額)	(7,536)	(2,984)
信用事業総利益	625,954	626,075
(3) 共済事業収益	208,743	207,571
共済付加収入	195,480	194,181
その他の収益	13,262	13,390
(4) 共済事業費用	5,693	5,591
共済推進費	4,813	4,698
共済保全費	486	438
その他の費用	392	453
共済事業総利益	203,050	201,980
(5) 購買事業収益	57,060	61,620
購買品供給高	55,694	59,552
購買手数料	467	668
修理サービス料	108	139
その他の収益	790	1,259
(6) 購買事業費用	51,535	55,308
購買品供給原価	51,250	54,317
その他の費用	284	990
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	-
購買事業総利益	5,525	6,312
(7) 販売事業収益	3,704	2,021
販売品販売高	3,704	2,021
(8) 販売事業費用	3,567	1,901
販売品販売原価	3,529	1,894
その他の費用	37	7
販売事業総利益	137	119

科 目	令和2年度	令和3年度
(9) 宅地等供給事業収益	204,617	318,315
(10) 宅地等供給事業費用	1,135	835
宅地等供給事業総利益	203,481	317,480
(12) 指導事業収入	25,963	27,849
(13) 指導事業支出	19,044	14,416
指導事業収支差額	6,918	13,432
2. 事業管理費	703,431	625,466
(1) 人件費	464,194	434,237
(2) 業務費	92,605	91,429
(3) 諸税負担金	42,050	36,378
(4) 施設費	100,574	60,144
(5) その他事業管理費	4,006	3,275
事業利益	341,636	539,935
3. 事業外収益	72,602	77,737
(1) 受取出資配当金	46,755	51,888
(2) 賃貸料	25,846	25,846
(3) 雑収入	0	2
4. 事業外費用	6,430	6,386
(1) 寄付金	84	90
(2) 雑損失	6,346	6,296
経常利益	407,808	611,285
5. 特別利益	169	173
(1) 固定資産処分益	169	173
6. 特別損失	1,000	-
(1) 固定資産処分損	0	0
(2) その他の特別損失	999	-
税引前当期利益	406,978	611,458
法人税・住民税及び事業税	85,977	168,288
法人税等調整額	13,280	△3,289
法人税等合計	99,257	164,999
当期剰余金	307,720	446,459
当期首繰越剰余金	377,878	386,748
目的積立金取崩額	34,100	-
当期未処分剰余金	719,698	833,207

第70期 注記表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）を採用しています。

②その他有価証券

(イ)時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(ロ)市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上します。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上します。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 79,687千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、附属明細書の「1. 貸借対照表等の附属明細書」の「(4) 引当金等の明細」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準(1) 貸倒引当金」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、債務者の平均貸出金残高以上の貸倒が発生するという仮定を貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、不確実性が高い事象であると考えています。当組合は、入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度も継続するものの、事業活動への重要な影響はないという仮定のもとで会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

機械装置 3,098千円

2. 担保に供している資産

国債9,910千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として定期預金1,500,000千円を差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,149,033千円

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額及びに危険債権額はありませぬ。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及びに貸出条件緩和債権額はありませぬ。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.11%上昇したものと想定した場合には、経済価値が138,737千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	55,486,213	55,419,041	△ 67,172
有価証券			
満期保有目的の債券	406,783	396,186	△ 10,597
その他有価証券	2,721,837	2,721,837	-
貸出金	29,934,092		
貸倒引当金(*1)	△ 79,667		
貸倒引当金控除後	29,854,424	30,427,539	573,114
資産計	88,469,259	88,964,604	495,345
貯金	80,816,661	80,825,654	8,993
借入金	400,000	400,000	-
負債計	81,216,661	81,225,654	8,993

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	3,461,130千円

外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,486,213	-	-	-	-	1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	410,000
その他有価証券のうち満期があるもの	413,773	13,773	313,773	13,773	113,773	1,904,277
貸出金 (*1,2)	1,936,796	1,825,893	2,227,932	2,351,818	1,459,539	19,940,116
合計	56,836,784	1,839,666	2,541,706	2,365,591	1,573,313	23,254,394

(*1) 貸出金のうち、当座貸越14,826千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件191,994千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	77,629,115	3,001,428	146,215	11,539	28,361	-
借入金	400,000	-	-	-	-	-
合計	78,029,115	3,001,428	146,215	11,539	28,361	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	406,783	396,186	△ 10,597

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	506,790	500,233	6,556
	地方債	398,881	386,455	12,425
	社債	312,750	299,865	12,884
	小 計	1,218,421	1,186,555	31,866
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	377,490	399,876	△ 22,386
	地方債	557,486	586,742	△ 29,255
	社債	568,440	599,149	△ 30,709
	小 計	1,503,416	1,585,767	△ 82,351
合計	2,721,837	2,772,322	△ 50,485	

(*) 上記の差額に繰延税金資産22,992千円を加え、繰延税金負債8,897千円を差し引いた額△36,389千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社債	210,010	10,010	-
受益証券	391,320	-	8,680
合計	601,330	10,010	8,680

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当組合の給付額121,102千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		38,851	千円
退職給付費用		21,097	千円
退職給付の支払額	△	6,578	千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	12,726	千円
期末における退職給付引当金		40,644	千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	40,644	千円
未積立退職給付債務	40,644	千円
退職給付引当金	40,644	千円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

21,097 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金4,630千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、48,083千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
賞与引当金		5,898
退職給付引当金		11,347
役員退職慰労引当金		10,121
未払社会保険料		922
未払事業税及び未払特別法人事業税		10,421
未払事業所税		136
その他有価証券評価差額金		22,992
特例業務負担金引当金		13,424
その他		9
繰延税金資産小計		75,275
評価性引当額	△	6,922
繰延税金資産合計 (A)		68,353
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△	8,897
繰延税金負債合計 (B)	△	8,897
繰延税金資産の純額 (A) + (B)		59,456

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記における 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

第 69 期 注記表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券 : 償却原価法（定額法）を採用しています。

②その他有価証券

(イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

(ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上します。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上します。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

5. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した収益を記載しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載しておりました事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

II. 表示方法の変更に関する注記

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金の情報を「III. 会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

76,690 千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。事業別の内訳は、附属明細書の「1. 貸借対照表等の附属明細書」の「(4) 引当金等の明細」に記載しています。

(2) その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しています。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、債務者の平均貸出金残高以上の貸倒が発生するという仮定を貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としています。

債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期については、不確実性が高い事象であると考えています。当組合は、入手可能な情報に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度も継続するものの、事業活動への重要な影響はないという仮定のもとで会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

機械装置 3,098千円

2. 担保に供している資産

国債9,900千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として定期預金1,500,000千円を差し入れています。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

経営管理委員、理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,058,791千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

預金には仕組預金が含まれています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に貸出審査室を設置し、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が151,710千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	51,240,440	51,241,034	594
有価証券			
満期保有目的の債券	109,900	109,966	65
その他有価証券	3,402,783	3,402,783	-
貸出金	29,705,923		
貸倒引当金(*1)	△ 76,683		
貸倒引当金控除後	29,629,239	30,363,887	734,647
資産計	84,382,364	85,117,672	735,307
貯金	76,960,019	76,968,671	8,652
借入金	600,000	600,000	-
負債計	77,560,019	77,568,671	8,652

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっています。

②有価証券

債券及び受益証券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金です。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	3,442,770

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	50,240,440	-	-	-	-	1,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	100,000	-	-	-	-	10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	111,923	413,773	13,773	313,773	13,773	2,118,051
貸出金(*1, 2)	1,995,460	1,876,154	3,054,872	1,610,566	1,426,920	19,560,348
合計	52,447,824	2,289,928	3,068,645	1,924,339	1,440,694	22,688,399

(*1) 貸出金のうち、当座貸越16,605千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件181,600千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	74,485,700	680,121	1,766,428	18,959	8,809	-
借入金	200,000	400,000	-	-	-	-
合計	74,685,700	1,080,121	1,766,428	18,959	8,809	-

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-
	地方債	100,000	100,080
	小 計	100,000	100,080
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9,900	9,886
	地方債	-	-
	小 計	9,900	9,886
合計	109,900	109,966	65

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式			
	債券			
	国債	615,970	600,199	15,770
	地方債	410,587	391,630	18,957
	政府保証債			
	金融債			
	社債	630,720	599,838	30,881
	受益証券	-	-	-
小 計	1,657,277	1,591,668	65,609	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式			
	債券			
	国債	291,150	299,683	△8,533
	地方債	585,336	593,488	△8,152
	政府保証債			
	金融債			
	社債	482,920	499,099	△16,179
	受益証券	386,100	400,000	△13,900
小 計	1,745,506	1,792,270	△46,764	
合計	3,402,783	3,383,939	18,844	

(*) 上記評価差額から繰延税金負債5,261千円を差し引いた額13,583千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一財団法人全国農林漁業団体共済会による退職金共済制度に加入しており、退職金共済制度における当組合の給付額124,804千円を控除したものを退職給付債務としています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金		59,979 千円
退職給付費用		19,360 千円
退職給付の支払額	△	27,656 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△	12,831 千円
期末における退職給付引当金		38,851 千円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	38,851 千円
未積立退職給付債務	38,851 千円
退職給付引当金	38,851 千円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用 19,360 千円

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,111千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、59,283千円となっています。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	10,847
未払事業税及び未払地方法人特別税	5,512
未払事業所税	136
賞与引当金	5,571
役員退職慰労引当金	8,548
未払社会保険料	867
特例業務負担金引当金	16,551
その他	9
繰延税金資産小計	48,045
評価性引当額	△5,974
繰延税金資産合計 (A)	42,071
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,261
繰延税金負債合計 (B)	△5,261
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	36,810

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.60 %
住民税均等割等	0.13 %
評価性引当額の増減	△0.09 %
事業分量配当金	△2.45 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	%
その他	△0.01 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.39 %

剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度	令和3年度
	令和3年6月28日総会承認	令和4年6月23日総会承認
当期末処分剰余金 (A)	719,698	833,207
任意積立金取崩額	-	-
剰余金処分量 (B)	332,950	460,319
資本準備金	-	-
利益準備金	-	-
任意積立金	284,100	415,000
施設整備積立金	(34,100)	(-)
事業基盤強靱化積立金	(-)	(65,000)
特別積立金	250,000	350,000
出資配当金	13,141	13,075
(出資配当率)	(4.00%)	(4.00%)
事業分量配当金	35,709	32,243
次期繰越剰余金 (A-B)	386,748	372,888

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		令和2年度		令和3年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯金	定期性貯金平均残高×0.10%	33,835	定期性貯金平均残高×0.10%	30,238
		当座性貯金平均残高×0.01%	1,873	当座性貯金平均残高×0.01%	2,005
	貸出		-		-
	共済事業		-		-
	購買事業		-		-
	その他		-		-
事業分量配当金合計			35,709		32,243
事業分量配当金のうち回転出資金へ振替額			-		-

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
繰越額	16,000	23,000

部門別損益計算書

◇ 令和3年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理 費等
事業収益 ①	1,280,051	662,672	207,571	49,871	332,086	27,849	
事業費用 ②	114,650	36,597	5,591	44,745	13,298	14,417	
事業総利益 (①-②) ③	1,165,401	626,075	201,980	5,125	318,787	13,432	
事業管理費 ④	625,466	345,462	102,105	31,536	91,558	54,803	
(うち減価償却費 ⑤)	32,963	18,058	4,382	2,583	4,895	3,043	
(うち人件費 ⑤')	(434,237)	(225,462)	(80,595)	(21,723)	(67,920)	(38,535)	
※うち共通管理費 ⑥		176,783	43,817	15,118	50,793	22,063	△308,576
(うち減価償却費 ⑦)		(12,598)	(3,122)	(1,077)	(3,619)	(1,572)	△21,990
(うち人件費 ⑦')		(102,148)	(25,318)	(8,735)	(29,349)	(12,748)	△178,301
事業利益 (③-④) ⑧	539,935	280,613	99,875	△26,410	227,229	△41,371	
事業外収益 ⑨	77,737	56,854	12,756	1,853	4,423	1,849	
※うち共通分⑩		14,808	3,670	1,266	4,254	1,848	△25,848
事業外費用 ⑪	6,386	3,658	906	312	1,051	456	
※うち共通分⑫		3,658	906	312	1,051	456	△6,386
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	611,285	333,808	111,724	△24,869	230,601	△39,979	
特別利益 ⑭	173	-	-	134	38	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	0	0	-	-	0	-	
※うち共通分⑰		0	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	611,458	333,808	111,724	△24,735	230,640	△39,979	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		24,835	6,052	1,919	7,172	△39,979	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	611,458	308,973	105,671	△26,654	223,468		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

- 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。
- 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - 共通管理費等
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値
 - 営農指導事業
管理部門を除いた人頭割、人件費を除いた事業管理費割、事業総利益割の平均値（営農指導部門を除く）
- 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 済 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費	57.30%	14.20%	4.89%	16.46%	7.15%	100.00%
営農指導事業	62.12%	15.14%	4.80%	17.94%		100.00%

◇ 令和2年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,158,786	658,696	208,743	48,141	217,242	25,963	
事業費用 ②	113,717	32,741	5,693	44,006	12,234	19,041	
事業総利益 (①-②) ③	1,045,068	625,954	203,050	4,134	205,007	6,921	
事業管理費 ④	703,431	396,291	116,809	39,552	93,045	57,733	
(うち減価償却費 ⑤)	34,010	19,454	4,757	2,752	4,175	2,871	
(うち人件費 ⑤')	(464,194)	(243,351)	(85,576)	(27,623)	(67,050)	(40,592)	
※うち共通管理費 ⑥		209,968	53,870	16,694	46,910	21,457	△348,900
(うち減価償却費 ⑦)		(13,908)	(3,568)	(1,105)	(3,107)	(1,421)	(△23,111)
(うち人件費 ⑦')		(103,284)	(26,499)	(8,212)	(23,075)	(10,555)	(△171,626)
事業利益 (③-④) ⑧	341,636	229,662	86,240	△35,417	111,962	△50,811	
事業外収益 ⑨	72,602	52,719	13,076	1,629	3,586	1,590	
※うち共通分⑩		15,555	3,990	1,236	3,475	1,589	△25,847
事業外費用 ⑪	6,430	3,869	992	307	864	395	
※うち共通分⑫		3,869	992	307	864	395	△6,430
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	407,808	278,512	98,324	△34,096	114,684	△49,616	
特別利益 ⑭	169	-	-	-	169	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	
特別損失 ⑯	1,000	601	154	47	134	61	
※うち共通分⑰		601	154	47	134	61	△1,000
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	460,978	277,910	98,170	△34,143	114,719	△49,677	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		31,977	8,092	2,245	7,362	△49,677	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱-⑲) ⑳	406,978	245,932	90,077	△36,389	107,357		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。
「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 営農指導事業

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農 業 関 連 業	生 活 そ の 他 業	営 農 指 導 業	計
共通管理費	60.19%	15.44%	4.78%	13.44%	6.15%	100.00%
営農指導事業	64.37%	16.29%	4.52%	14.82%		100.00%

確 認 書

- 1 私は、当組合の 令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月25日

世田谷目黒農業協同組合

代表理事理事長 **上保 貴彦**

会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、いぶき監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	1,382	1,282	1,149	1,156	1,278
信用事業収益	695	685	670	658	662
共済事業収益	213	209	205	208	207
購買事業収益	73	64	59	57	61
販売事業収益	2	3	3	3	2
その他事業収益	399	321	210	230	346
経常利益	637	544	412	407	611
当期剰余金	466	397	301	307	446
出資金	328	328	328	328	328
(出資口数)	(328,442)	(328,475)	(328,512)	(328,552)	(328,422)
純資産額	9,930	10,288	10,522	10,736	11,084
総資産額	87,293	91,905	89,648	88,701	92,788
貯金等残高	76,260	80,260	77,625	76,960	80,816
貸出金残高	31,578	31,006	27,203	29,705	29,934
有価証券残高	2,108	2,509	2,780	3,512	3,128
剰余金配当金額	50	50	49	48	45
出資配当額	13	13	13	13	13
事業利用分量配当額	37	36	36	35	32
職員数	55	56	61	54	51
単体自己資本比率	29.54%	29.02%	30.46%	30.00%	29.90%

- 注
1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収益	640,441	639,328	△1,113
役員取引等収益	6,766	5,792	△974
その他事業直接収益	21	10,010	9,989
その他経常収益	11,466	7,541	△3,925
計	658,694	662,671	3,977
資金調達費用	7,056	8,121	1,065
役員取引等費用	1,258	1,251	△7
その他事業直接費用	-	8,693	8,693
その他経常費用	24,426	18,531	△5,895
計	32,740	36,596	3,856
資金運用収支	633,385	631,207	△2,178
役員取引等収支	5,508	4,541	△967
その他信用事業収支	△12,939	△9,673	3,266
信用事業粗利益	638,914	637,065	△1,849
(信用事業粗利益率)	0.76%	0.75%	△0.02%
事業粗利益	1,091,444	1,215,080	123,636
(事業粗利益率)	1.23%	1.34%	0.11%
事業純益	311,323	509,927	198,604
実質事業純益	388,013	589,614	201,601
コア事業純益	366,040	588,297	222,257
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	366,040	588,297	222,257

注：信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合はして計算しています。）

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	83,804	640	0.76%	85,277	639	0.74%
うち預金	51,967	290	0.55%	52,531	300	0.57%
うち有価証券	3,301	30	0.90%	3,194	22	0.68%
うち貸出金	28,536	318	1.11%	29,552	316	1.06%
資金調達勘定	77,147	7	0.00%	78,332	8	0.01%
うち貯金・定期積金	76,547	7	0.00%	77,849	8	0.01%
うち譲渡性貯金	-	-		-	-	
うち借入金	600	-	0.00%	483	-	0.00%
総資金利ざや			0.25%			0.29%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	△19	△1
うち貸出金	△21	△2
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	4	△8
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	△2	9
支払利息	△6	1
うち貯金・定期積金	△6	1
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△13	△2

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	27,132 (35.4%)	29,143 (37.4%)	2,011
定期性貯金	49,114 (64.1%)	48,475 (62.2%)	△639
その他の貯金	301 (0.3%)	230 (0.2%)	△71
計	76,547 (100.0%)	77,849 (100.0%)	1,302
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	76,547 (100.0%)	77,849 (100.0%)	1,302

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	48,551 (100.0%)	47,152 (100.0%)	△1,399
うち固定金利定期	48,551 (100.0%)	47,152 (100.0%)	△1,399
うち変動金利定期	- (0.0%)	- (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
財形貯蓄残高	-	-	-

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	27,803 (97.4%)	28,351 (95.9%)	548
当座貸越	19 (0.0%)	16 (0.0%)	△3
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	713 (2.4%)	1,184 (4.0%)	471
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	28,536 (100.0%)	29,552 (100.0%)	1,016

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	376 (1.2%)	6 (0.0%)	△370
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
製造業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
建設・不動産業	15,165 (51.0%)	14,835 (49.5%)	△330
電気・ガス・熱供給水道業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
運輸・通信業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融・保険業	1,000 (3.3%)	1,500 (5.0%)	500
卸売・小売業・サービス業・飲食業	2,280 (7.6%)	2,291 (7.6%)	11
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	10,881 (36.6%)	11,299 (37.7%)	418
合 計	29,705 (100.0%)	29,934 (100.0%)	229

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	3,949	3,629	△320
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	23,749	23,665	△84
その他担保物	-	-	-
小 計	27,699	27,295	△404
農業信用基金協会保証	-	-	-
その他保証	968	1,078	110
小 計	968	1,078	110
信 用	21	1,560	1,539
合 計	28,689	29,934	1,245

4 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	24,576 (82.7%)	25,327 (84.6%)	751
変動金利貸出	5,128 (17.2%)	4,606 (15.3%)	△522
合 計	29,705 (100.0%)	29,934 (100.0%)	229

() 内は構成比

5 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
運転資金	1,038 (3.4%)	1,530 (5.1%)	492
設備資金	22,053 (74.2%)	21,738 (72.6%)	△315
生活資金	1,718 (5.7%)	1,636 (5.4%)	△82
その他	4,894 (16.4%)	5,028 (16.7%)	134
合 計	29,705 (100.0%)	29,934 (100.0%)	229

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	12	37	25
穀作	-	-	-
野菜・園芸	-	-	-
果樹・樹園農業	0	-	-
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	11	37	26
農業関連団体等	-	-	-
合 計	12	37	25

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	12	37	25
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	12	37	25

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
危険債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
要管理債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
小計	令和3年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
正常債権	令和3年度	29,950				
	令和2年度	29,722				
合計	令和3年度	29,950				
	令和2年度	29,722				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

9 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度				令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	69	76	-	69	76	76	79	-	76	79
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	69	76	-	69	76	76	79	-	76	79

10 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

11 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	2	20	1	14
	金額	10,093	16,177	6,107	15,103
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑為替	件数	0	0	0	0
	金額	3,445	3,403	1,203	1,186
合 計	件数	3	21	1	14
	金額	13,538	19,581	7,310	16,289

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債窓販実績

(単位：百万円)

種	類	令和2年度	令和3年度
公共債窓販実績		20	10

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
国債	860	1,058	198
地方債	1,043	987	△ 56
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	997	1,004	7
株式	-	-	-
受益証券	399	144	△ 255
その他証券	-	-	-
合 計	3,301	3,194	△ 107

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
令和2年度								
国債	-	510	-	-	0	396	-	917
地方債	100	-	103	-	107	785	-	1,406
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	210	106	212	584	-	1,113
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	386	-	-	386
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度								
国債	404	-	-	-	9	876	-	1,291
地方債	-	102	-	-	105	748	-	956
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	207	105	-	-	568	-	881
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他証券	-	-	-	-	-	-	-	-

4 有価証券の時価情報等

① 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	-	-	-	-

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	100	100	0	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	100	100	0	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	9	9	0	406	396	△ 10
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	9	9	0	406	396	△ 10
合 計	109	109	0	406	396	△ 10	

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	1,657	1,591	65	1,218	1,186	31
	国債	615	600	15	506	500	6
	地方債	410	391	18	398	386	12
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	630	599	30	312	299	12
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小計	1,657	1,591	65	1,218	1,186	31	
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	1,745	1,792	△ 46	1,503	1,585	△ 82
	国債	291	299	△ 8	377	399	△ 22
	地方債	585	593	△ 8	557	586	△ 29
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	482	499	△ 16	568	599	△ 30
	その他の証券	386	400	△ 13	-	-	-
小計	1,745	1,792	△ 46	1,503	1,585	△ 82	
合 計		3,402	3,383	18	2,721	2,772	△ 50

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-	-	-

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」、「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	977	23,967	654	23,631
	定期生命共済	65	278	35	315
	養老生命共済	330	7,540	271	7,356
	(うちこども共済)	130	2,928	131	2,889
	医療共済	-	609	-	608
	がん共済	-	124	-	123
	定期医療共済	-	156	-	146
	介護共済	3	106	7	116
	年金共済	-	163	-	163
建物更生共済		10,374	157,020	10,631	157,469
合計		11,750	189,967	11,600	189,931

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		0	6	-	6
				18	18
がん共済		0	2	0	2
定期医療共済		-	-	-	0
合計		0	9	0	8
				18	18

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を表示しています。

3 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種	類	令和2年度		令和3年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		3	441	8	442
生活障害共済(一時金型)		65	65	3	68
生活障害共済(定期年金型)		2	52	1	3
特定重度疾病共済		62	62	40	103

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	113	718	97	768
年金開始後	-	415	-	391
合 計	113	1,133	97	1,160

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和2年度			令和3年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	707	14,216	8	707	14,546	8
自動車共済	952		59	935		60
傷害共済	1,405	10,860	0	1,205	6,018	0
定額定期生命共済	1	4	0	1	4	0
賠償責任共済	525		2	470		0
自賠責共済	103		0	88		1
その他	-	-	-	-	-	-
合 計	28,773		69	3,406		71

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	6,902	8,277
農薬	3,741	3,567
飼料	769	868
農業機械	5,723	11,728
自動車（除く二輪）	-	35
包装資材	1,075	933
保温資材	17,552	17,363
建築資材	4,304	1,009
その他	3,301	2,460
小 計	43,372	46,244
生活物資		
食品	9,471	9,349
米	3,062	2,770
生鮮食品	-	-
一般食品	6,408	6,579
衣料品	15	9
耐久消費財	49	110
日用保健雑貨	2,756	1,835
家庭燃料	28	39
その他	-	1,963
小 計	12,322	13,308
合 計	55,694	59,552

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	-	-
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	-	-

②買取販売

(単位：千円)

種 類	令和2年度	令和3年度
	販売高	販売高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	3,704	2,021
果実	-	-
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	-	-
合 計	3,704	2,021

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収益		
受託宅地等供給収益	204,617	318,315
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	204,617	318,315
費用		
受託宅地等供給費用	1,135	835
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	1,135	835
差 引 利 益	203,482	317,480

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	90	90
実費収入	-	-
健康管理収入	2,016	2,346
指導雑収入	23,855	25,412
合 計	25,963	27,849
支出		
営農改善費	1,034	1,846
生活文化事業費	-	-
教育情報費	194	194
健康管理費	2,016	2,346
指導雑費	15,796	10,029
合 計	19,044	14,416
収 支 差 額	6,919	13,433

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	4,965	5,986
一店舗当り貯金残高	76,960	80,816
一職員当り貸出金残高	3,960	4,605
一店舗当り貸出金残高	29,705	29,934
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	21,107	23,741
一店舗当り長期共済保有高	189,967	189,931
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	36	33
一職員当り販売品販売高	-	-
一店舗当り購買品供給高	55	59

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

(単位：%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.40%	0.60%	0.20%
資本経常利益率	3.80%	5.60%	1.80%
総資産当期純利益率	0.30%	0.40%	0.10%
資本当期純利益率	2.80%	4.00%	1.20%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

(単位：%)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減	
貯貸率	期末	38.50%	37.00%	-1.50%
	期中平均	37.20%	37.90%	0.70%
貯証率	期末	4.50%	3.80%	-0.70%
	期中平均	4.30%	4.10%	-0.20%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	10,674	11,075
うち、出資金及び資本準備金の額	328	328
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	10,394	10,792
うち、外部流出予定額(△)	48	45
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	76	79
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	76	79
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,751	11,155
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3	4
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	3	4
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	4
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	10,747	11,150

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,905	35,389
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,908	1,893
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	35,814	37,283
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (二)	30.00%	29.90%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	127	-	-	109	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	911	-	-	1,308	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	1,086	-	-	974	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	499	49	1	299	29	1
我が国の政府関係機関向け	200	20	0	200	20	0
地方三公社向け	1,367	60	2	1,478	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,742	10,348	413	55,988	11,197	447
法人等向け	1,929	535	21	2,354	1,032	41
中小企業等向け及び個人向け	161	18	0	95	5	0
抵当権付住宅ローン	14,049	4,769	190	13,660	4,635	185
不動産取得等事業向け	5,343	5,272	210	5,812	5,737	229
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	4	0	0	4	0	0
信用保証協会等保証付	870	86	3	969	96	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	93	93	3	93	93	3
（うち出資等のエクスポージャー）	93	93	3	93	93	3
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	9,972	12,652	506	9,552	12,481	499
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	3,349	8,374	334	3,368	8,420	336
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	43	109	4	49	122	4
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,578	4	166	6,135	3,937	157

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	400	-	-	-	-	-
（うちルックスルー方式）	400	-	-	-	-	-
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	88,760	33,905	1,356	92,902	35,389	1,415
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	88,760	33,905	1,356	92,902	35,389	1,415
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	1,908	76	1,893	75		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	35,814	1,432	37,283	1,491		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載していません。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和2年度				令和3年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内	88,360	29,722	3,097	-	92,902	29,950	3,182	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計	88,360	29,722	3,097	-	92,902	29,950	3,182	-
法人	農業	3	3	-	2	2	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,559	1,258	300	-	1,585	1,285	300
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	299	-	299	-	299	-	299
	金融・保険業	56,160	1,002	499	-	60,725	1,503	299
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,492	2,461	-	-	2,636	2,606	-
	日本国政府・地方公共団体	1,997	-	1,997	-	2,282	-	2,282
	上記以外	152	152	-	-	172	171	-
	個人	24,842	24,842	-	-	24,381	24,381	-
その他	852	-	-	-	816	-	-	
業種別残高計	88,360	29,722	3,097	-	92,902	29,950	3,182	-
1年以下	50,545	104	200		54,989	102	401	
1年超3年以下	2,344	1,943	401		1,393	1,092	300	
3年超5年以下	1,755	1,455	300		2,302	2,203	99	
5年超7年以下	1,044	745	299		824	824	-	
7年超10年以下	1,508	1,398	110		1,134	1,024	110	
10年超	26,852	24,067	1,785		27,966	24,695	2,271	
期限の定めのないもの	4,308	8,684	-		4,290	7	-	
残存期間別残高計	88,360	29,722	3,097		92,902	29,950	3,182	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和2年度				令和3年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度						令和3年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	7,638	7,638	-	7,675	7,675
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	1,560	1,560	-	1,463	1,463
	リスク・ウェイト20%	-	52,047	52,047	-	56,293	56,293
	リスク・ウェイト35%	-	13,626	13,626	-	13,243	13,243
	リスク・ウェイト50%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト75%	-	24	24	-	6	6
	リスク・ウェイト100%	-	10,069	10,069	-	10,800	10,800
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト250%	-	3,393	3,393	-	3,417	3,417
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%	-	-	-	-	-	-	
計	-	88,360	88,360	-	92,902	92,902	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	1,067	-	1,177
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	0	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	1	-	0	-
抵当権住宅ローン	-	-	3	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	28	-	0	-
合 計	30	1,067	3	1,177

- (注)
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 - 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社株式と③系統及び系統外出資は取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を計上、または取得原価から毀損の状況に応じて直接償却を実施しています。

②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,442	3,442	3,461	3,461
合計	3,442	3,442	3,461	3,461

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	400,000	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NI Iと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,190	1,247	95	97
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	918	986		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	124	124		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,190	1,247	95	97
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	10,747		11,150	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	67,626	5,635

（注1） 対象役員は、経営管理委員12名、理事3名、監事4名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「同等額」は、令和3年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3） 令和3年度において当組合の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませぬ。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人、団体)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
正組合員数	542	529	△13
個人	542	529	△13
法人	-	-	-
准組合員数	1,550	1,512	△38
個人	1,550	1,512	△38
法人	-	-	-
合 計	2,092	2,041	△51

2 組合員組織の状況

(令和4年3月31日 現在)

組 織 名	構成員数
青 壯 年 部	45 人
女 性 部	120 人
農 業 生 産 部	38 人
資 産 管 理 部 会	255 人
青 色 申 告 部 会	115 人
土 の 会	48 人
女 性 農 業 者 の 会	13 人

組 織 名	構成員数
世田谷一丁目支部	1 人
世田谷二丁目支部	5 人
世田谷三丁目支部	5 人
世田谷四丁目支部	7 人
代田支部	8 人
羽根木支部	4 人
経堂支部	8 人
横根支部	26 人
宇山支部	22 人
弦巻支部	7 人
上下馬支部	6 人
中町支部	26 人
等々力第一支部	24 人
等々力第二支部	33 人
等々力第三支部	26 人
尾山支部	4 人
野毛支部	15 人
上野毛支部	12 人
瀬田支部	30 人
用賀東部支部	27 人
用賀西部第一支部	14 人
用賀西部第二支部	17 人
深沢東部支部	33 人
深沢西部支部	32 人
新町支部	10 人

松原支部	16	人
赤堤支部	15	人
上北沢南部支部	15	人
上北沢北部支部	16	人
山谷支部	10	人
本郷・門前支部	8	人
碑文谷支部	10	人
谷畑支部	8	人
中根支部	13	人
衾支部	14	人
五本木支部	3	人

3 役員一覧

(令和4年4月1日現在)

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	役職名	氏名	常勤・非常勤の別
経営管理委員会会長	飯田勝弘	非常勤	経営管理委員	佐藤満秀	非常勤
経営管理委員会副会長	高橋昌規	非常勤	経営管理委員	加藤孝一	非常勤
経営管理委員	岩田清	非常勤	代表理事理事長	上保貴彦	常勤
経営管理委員	荒井茂実	非常勤	代表理事専務	岡庭正幸	常勤
経営管理委員	三田浩司	非常勤	代表理事常務	浅海高弘	常勤
経営管理委員	安藤裕司	非常勤	代表監事	小山義廣	非常勤
経営管理委員	大平守行	非常勤	常勤監事	野口秀樹	常勤
経営管理委員	西尾成子	非常勤	監事	浦野美枝子	非常勤
経営管理委員	宇田川千代野	非常勤	監事	黒田治彦	非常勤
経営管理委員	河原正幸	非常勤			

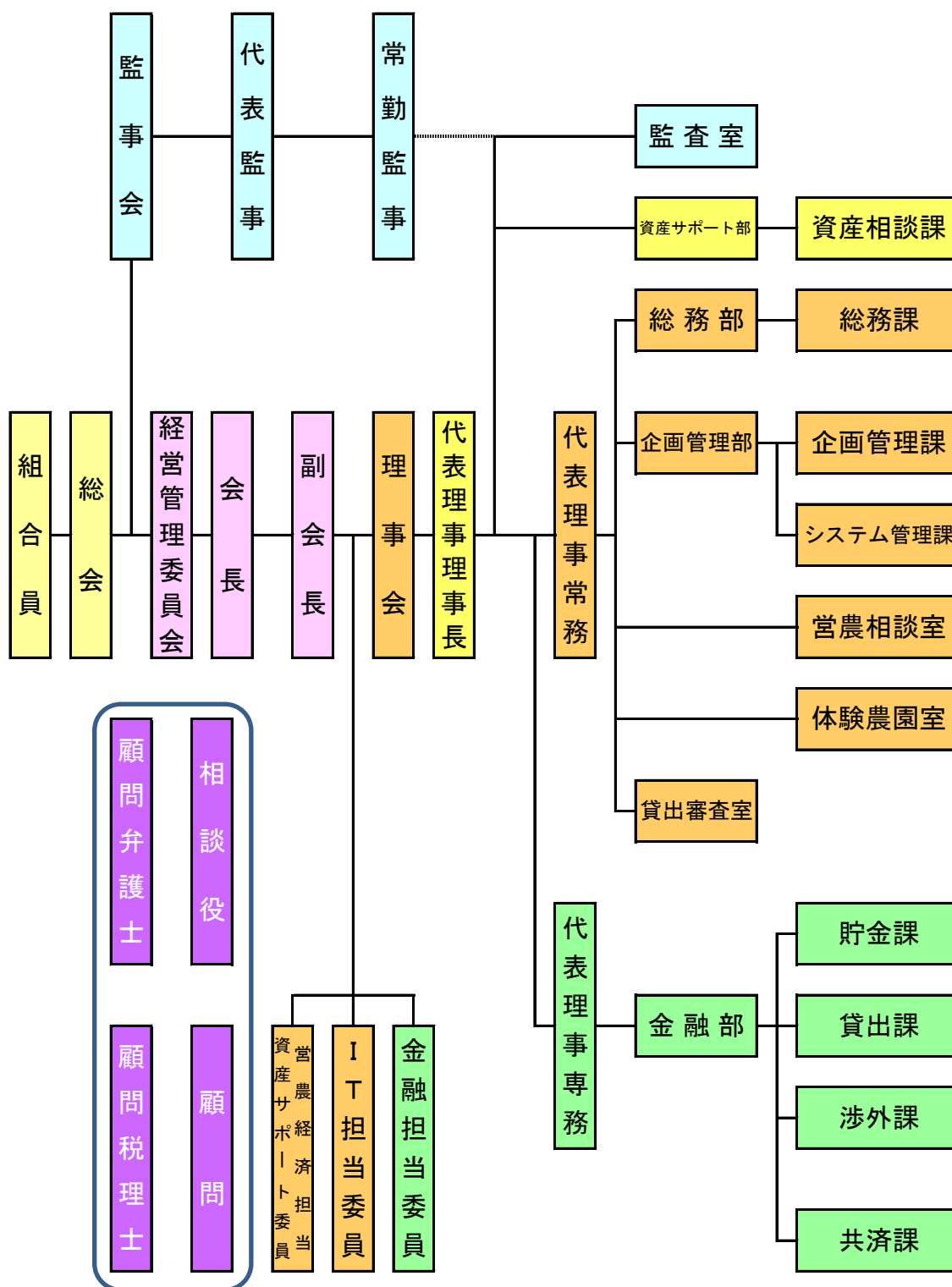
4 職員

(単位：人)

項目	令和2年度			令和3年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	35	19	54	34	17	51
営農指導員	-	-	-	-	-	-
生活指導員	-	-	-	-	-	-
合計	35	19	54	34	17	51

5 組織機構図

(令和4年4月1日 現在)



6 地区一覧

(令和4年4月1日 現在)

当組合の地区は東京都世田谷区と目黒区です。世田谷区については他にも農協はありますが、当組合は世田谷区の東南部を地域としています。

当組合の地域はかなり早くから都市化されたところで、都内でも有数の住宅地として名が通っている地域も少なくありません。

ただそのような中でも農地は健在で、地域の方々に新鮮な野菜等を供給すると同時に、緑豊かなこの地区の環境保全の一翼を担っています。

7 沿革・歩み

昭和27年	世田谷・玉川全円・深沢新町・松沢・目黒の各農協が合併世田谷目黒農業協同組合が成立
昭和30年	現在地に事務所新築。木造2階建
昭和42年	本店落成。鉄筋3階建
昭和50年	貯金100億円、長期共済保有100億円達成
昭和52年	第一次オンラインネットサービス開始。総合口座発売開始 新玉川線開通記念貯蓄推進運動
昭和53年	優績組合全国表彰
昭和54年	譲渡性貯金発売。第二次オンライン開始
昭和55年	長期共済保有300億円達成
昭和56年	期日指定定期貯金発売開始、年金共済スタート「いきがい」と命名する
昭和58年	金融機関第二土曜日休業スタート。優績組合全国表彰。終身共済「ちとせ」発売
昭和59年	貯金200億円、長期共済保有500億円達成記念大会 ATM導入、農協倉庫新築、資産管理事業開始、全国ネットサービス開始
昭和60年	優良農協として東京都農業協同組合中央会より受彰 大口貯金金利自由化、MMC発売開始、優績組合全国表彰
昭和62年	東京ネットサービス開始 共済新契約100億円速成、以後毎年100億円の実績を上げる 親子野菜ふれあい収穫オリエンテーリング始まる
昭和63年	農林中央金庫表彰 赤堤支店開店。 貯金300億円、共済800億円達成記念大会。
平成3年	長期共済保有1000億円達成記念大会。 サンデーバンキング開始。みどり年金取扱い開始。
平成4年	「JA」マーク及び愛称をJA世田谷目黒とする。
平成5年	第三次オンライン開始。
平成7年	長期共済保有1500億円達成。
平成10年	新情報系システム導入
平成11年	建物更生共済10型発売開始
平成12年	渉外支援システム（ハンディ端末）導入 郵便貯金とのATM相互利用開始
平成13年	経費システム導入 インターネット・モバイルバンキング取扱開始
平成15年	組合内ネットワーク運用開始
平成16年	環境方針制定 ISO14001取扱開始
平成17年	「ISO14001」認証取得 印紙税特例納付開始 新農協系統信用システム（JASTEM）運用開始
平成18年	個人向け国債取り扱い開始 生体認証付ICキャッシュカード発行開始
平成20年	農業電子図書館設置 経営管理委員会制度導入
平成21年	ファーマーズセンターオープン
平成22年	新本店落成 赤堤支店統合
平成24年	基幹システム「compass-JA（財務会計、管理会計、固定資産システム）」導入
平成25年	基幹システム「compass-JA（購買システム）」導入 山形農業協同組合と友好組合協定締結
平成26年	買取販売事業開始 「一步先行く」ロゴ商標登録 総会制度導入
平成27年	島根県農業協同組合と友好組合協定締結
平成28年	東京農業大学と包括連携協定締結 松本ハイランド農業協同組合と友好組合協定締結
平成30年	あさか野農業協同組合と友好組合協定締結 クレイン農業協同組合と友好組合協定締結
令和2年	世田谷区と「都市農地保全に関する連携協定」を締結 「世田谷目黒農協 畑のちから」ブランドロゴ商標登録
令和3年	特定農業協同組合（余裕金運用）の承認を受ける

一步先行く



世田谷目黒農協
畑のちから

8 店舗一覧

(令和4年3月31日 現在)

店舗名	郵便番号	住所	電話番号	ATM 設置台数
本店	154 - 0015	東京都世田谷区桜新町二丁目 8 - 1	03-3428-8111	1
ファーマーズセンター	154 - 0015	東京都世田谷区桜新町二丁目 29 - 1	03-3428-5211	0

店舗外ATM設置台数 0 台

9 特定信用事業代理業者の状況

(令和4年3月31日 現在)

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	85
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	84
3 事務所の名称及び所在地	87
4 特定信用事業代理業者に関する事項	87
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	15
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	6
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	47
②経常利益又は経常損失	47
③当期剰余金又は当期損失金	47
④出資金及び出資口数	47
⑤純資産額	47
⑥総資産額	47
⑦貯金等残高	47
⑧貸出金残高	47
⑨有価証券残高	47
⑩単体自己資本比率	47
⑪剰余金の配当の金額	47
⑫職員数	47
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	48
②貯金に関する指標	50
③貸出金等に関する指標	51
④有価証券に関する指標	57
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	11
10 法令遵守の体制	12
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	23
14 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	54
②危険債権	54
③三月以上延滞債権	54
④貸出条件緩和債権	54
⑤正常債権	54
15 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	
16 自己資本の充実の状況	67
17 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	58
②金銭の信託	60
③デリバティブ取引	60
④金融等デリバティブ取引	60
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	60
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
19 貸出金償却の額	55
20 会計監査人の監査を受けている旨	46

J A 綱 領

わたしたち J A のめざすもの

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 一．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一．J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 一．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



世田谷目黒農業協同組合

本 店

住 所 〒154-0015 東京都世田谷区桜新町二丁目8番1号

電 話	(代表)	03 (3428) 8111
F A X	金融部(貯金課、貸出課、渉外課、共済課) 貸出審査室	03 (3428) 8322
	資産サポート部(資産相談課) 総務部、企画管理部	03 (3706) 0150

ファーマーズセンター

住 所 〒154-0015 東京都世田谷区桜新町二丁目29番1号

電 話	営農相談室、体験農園室	03 (3428) 5211
F A X		03 (3428) 8803

電 話	監査室	03 (5426) 3633
F A X		03 (5426) 3634

ホームページURL : <https://www.ja-setame.or.jp/>

E-mail : info@ja-setame.or.jp